

特定母樹の取組状況について

1. はじめに

特定母樹は、平成25年に改正された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)(間伐等特措法)に基づき、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長や雄花着生性等に係る基準を満たす個体を農林水産大臣が指定した樹木です。林木育種センターでは、平成25年度から特定母樹の指定を受けるとともに、これまで、都道府県等の採種園・採穂園の整備を推進するため特定母樹の原種苗木(苗木・穂木)を生産・配布してきました。

今回は、これまでの取組状況を紹介します。

2. 特定母樹の指定状況

令和元年度末現在、全国で362系統の特定母樹が指定されています。このうち、林木育種センターではエリートツリー(第二世代以降の精英樹)を中心に(約8割)に特定母樹の申請を行っており、309系統が指定されています(表1)。

表1 特定母樹の指定状況(林木育種センター)

育種基本区	樹種				計
	グイマツ	スギ	ヒノキ	カラマツ	
北海道	1				1
東北		71 (45)		14 (14)	85 (59)
関東		37 (37)	17 (17)	62 (62)	116 (116)
関西		32 (32)	35 (35)		67 (67)
九州		39 (18)	1 (1)		40 (19)
計	1	179 (132)	53 (53)	76 (76)	309 (261)

(注)：()内はエリートツリーで内数

3. 特定母樹の原種苗木の配布状況

林木育種センター・各育種場では、特定母樹の原種苗木の配布を平成25年度から開始しました。平成

25年度は500本程度だったものが、令和元年度には、約16倍にあたる9,331本となりました。(図1)樹種別に見ると、令和元年度における特定母樹の配布実績は、スギ7,324本、ヒノキ601本、カラマツ1,282本、グイマツ124本となっています。

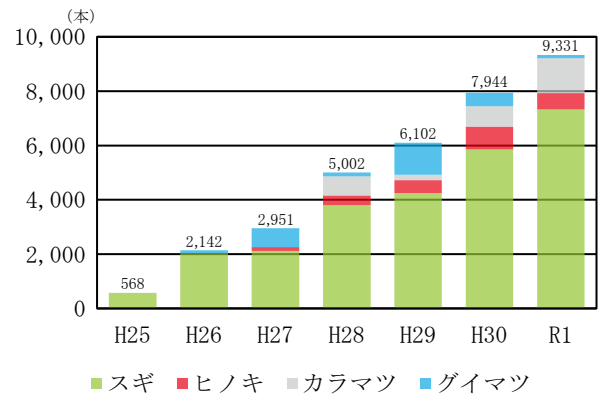


図1 特定母樹の原種苗木配布状況(樹種別)

また、認定特定増殖事業者(間伐等特措法に基づき都道府県知事が認定した民間事業者等)への特定母樹の配布も平成26年度から行っており、令和元年度は、25事業者に特定母樹の原種苗木2,964本を配布しました。

4. 特定母樹の今後について

林木育種センターでは、今後も、エリートツリーを主体に特定母樹の申請を行うとともに、都道府県や認定特定増殖事業者からの要望に応えるため、適切な系統管理のもと、効率的な原種の増殖を行いながら、都道府県等が整備する採種園・採穂園へ確実に原種苗木を提供していくことにより、林業の成長産業化や地球温暖化防止、花粉発生源対策等に貢献できるよう取り組んで参ります。

(育種部 指導課 福元 信二)

表紙タイトル写真

ケニア森林研究所との共同研究で選抜したメリア(2015年12月植栽)の様子。(2020年1月撮影)

林木育種情報 No.34

令和2年7月22日発行

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター
〒319-1301 茨城県日立市十王町伊師3809-1

TEL: 0294-39-7000(代)

FAX: 0294-39-7306

ホームページ <http://www.ffpri.affrc.go.jp/ftbc/index.html>